

江別剣道連盟 級位審査実施規程

(総則)

第1条 財団法人北海道剣道連盟（以下「道剣連」という。）「称号・段級位審査規程」第3条の規程に基づく、江別剣道連盟（以下「連盟」という。）が行う級位審査に関する手続は、この規定の定めるところによる。

(級位審査)

第2条 級位認定は、十級から一級までとする。

第3条 級位審査会は、連盟会長が行う。ただし、居合道部会(以下「部会」という。)に委任して、行うことができる。

(1) 第一種審査会は、十級から五級の審査とする。

(2) 第二種審査会は、四級から一級の審査とする。

第4条 級位認定の学年基準は、別表1に定める。

(級位の受審資格)

第5条 連盟が行う級位審査会の受審資格は、連盟の登録者でなければならない。

(受審申請)

第6条 受審申請は、別掲第2号様式の級位審査申請書に審査料及び登録料を添えて、所属団体等を経由し連盟会長に提出する。

2 審査会において不合格となった者の前項登録料は返還する。

第7条 級位審査会は、連盟会長または部会会長が委嘱した五段以上受有する審査員によって行う。

(1) 第一種審査会

審査員3名で構成し、2名以上の同意で合格とする。審査員は、五段以上を受有する者とする。

(2) 第二種審査会

審査員3名（居合道は3名）で構成し、2名（居合道は2名）以上の同意で合格とする。審査員は、五段以上を受有するものとする。

第8条 級位審査会は、この規程のほか、別に定める実施要項により行う。

(級位の登録)

第9条 剣連会長は、級位合格者を別掲第1号様式の級位合格者名簿により登録料を添えて道剣連会長に登録申請する。

2 連盟会長は、級位の審査に合格した者に対し、証書を授与する。

第10条 連盟会長は、会員（社会人）より第二種審査受審を請求された場合、第一・二種審査会の区分にかかわらず審査することができる。

- 附則 1 この規程は、平成 18 年 3 月 11 日制定し、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規定は、平成 23 年 3 月 14 日改正、平成 23 年 3 月 27 日改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規定は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 級位認定の学年基準

学年	高校生 以上	中学生			小 学 生					
		3 年	2 年	1 年	6 年	5 年	4 年	3 年	2 年	1 年
認定級 前期	1～3	1～2	1～3	1～4	2～5 (3)	4～6 (5)	6～10 (7)	8～10 (9)	9～10	10
認定級 後期	(1)	(2)	(2)	(2)	1～5 (2)	3～6 (4)	5～10 (6)	7～10 (8)	9～10	10
進 度	—	—	初	—	1	3	5	7	9	10

- (1) 級位審査会は、年度内に前期と後期に分けて二回実施する。
- (2) 上記の学年基準（前期・後期）を超える級の受審は認めない。
また、飛び級の認定は、同一学年では 1 回とする。
- (3) () は初受審者の上限級位とする。
学年上位等による特例認定（飛び級）の申請は、指導者の判断により学年基準の範囲内で行う。
→ 初受審者を指導者の判断で「受審級」に位置付けて書類申請をすることになります。
審査員の裁量で「別表 1 級位認定の学年基準」の () を上限とする認定になりますが、力量不足であれば申請級位より下位の級位に認定されることになります。
- (4) 一級の受審者には、日本剣道形を課す。
- (5) ゴシツク部分は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。